

「ファミリー・サポート事業」会則

(目的)

第1条 本会則は生駒市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づき実施する「ファミリー・サポート事業」について、その円滑な実施のために必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 本会は、「ファミリー・サポート事業」(以下「ファミ・サポ」という。)という。

(ファミ・サポの事務所)

第3条 ファミ・サポの事務所は、生駒市元町1丁目6番12号 こども家庭センター内に置く。

(ファミ・サポの目的)

第4条 ファミ・サポは、地域において育児の援助を行いたい者(以下「援助会員」という。)と育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)による会員組織を設立し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、「仕事と育児の両立・地域の子育て支援」を目標に、安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

(ファミ・サポの業務)

第5条 ファミ・サポは、次の各号の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員の組織に関する業務
- (2) 会員の相互援助活動の調整
- (3) 会員が相互援助活動に必要な知識を習得するための講習会の開催
- (4) 会員の相互交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 定期的な広報紙の発行等の広報業務
- (6) その他、ファミ・サポの目的達成に必要な業務

(組織)

第6条 ファミ・サポは、次の各号の者により組織する。

- (1) アドバイザー
- (2) 会員
 - ア 援助会員
 - イ 依頼会員
 - ウ 両方会員
- (3) サブアドバイザー

(アドバイザー)

第7条 アドバイザーは、次の各号の業務を行う。

- (1) ファミ・サポの事業内容の周知、啓発
- (2) 会員の募集、登録
- (3) 会員の総括
- (4) 会員の相互援助活動の調整
- (5) 会員に対する講習会の実施、会員の交流会の開催に係る事務
- (6) 会員間に生じた問題への助言
- (7) ファミ・サポの経理事務等の業務運営
- (8) ファミ・サポの業務に関する会議の運営

(会員)

第8条 会員は、ファミ・サポの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者、又は育児の援助を受けた

い者であって、市長の承認を得た者とする。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当した者とする。

(1) 生駒市内に居住していること。

(2) 援助会員は、健康的で積極的に援助活動を行うことができる年齢20歳以上の者であること。

(3) 依頼会員は、当該依頼会員が保護者となっている満3ヶ月から小学6年生までの子どもを有すること。

3 援助会員と依頼会員は、兼ねることができる。(両方会員)

4 会員は、相互援助活動により知り得た会員の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり秘密を他に漏らしてはならない。退会後も同様とする。

5 会員は、その地位を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはならない。

6 会員は、相互援助活動において、営利等を目的とする行為を行ってはならない。

7 その他ファミ・サポの目的に反する行為を行ってはならない。

8 会員は、誠実に相互援助活動を行うものとする。

(サブアドバイザー)

第9条 サブアドバイザーは、第7条第4号、第5号及び第8号に定めるアドバイザーの業務の補助を行う。

(入 会)

第10条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会員は、入会に際してファミ・サポの実施する講習を受講しなければならない。

3 市長は、承認を受けた会員に対し、会員証(様式第2号)を交付し、会員の登録を行う。

(退 会)

第11条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式第3号)を市長に届けなければならない。

2 会員は、退会に際して第10条により交付された会員証を返還しなければならない。

(サブアドバイザーの選任)

第12条 市長は、選任したサブアドバイザーに対し、任命書(様式第4号)を交付する。

2 サブアドバイザーの任期は1年とする。

(相互援助活動の対象)

第13条 相互援助活動の対象は、育児等の援助を必要とする会員の満3ヶ月から小学6年生までの子どもとする。

(相互援助活動の内容)

第14条 会員が行う相互援助活動は、一時的又は補助的な次のものとする。

(1) 保育施設の保育開始前や終了後に子どもを預かること。

(2) 保育施設まで送迎を行うこと。

(3) 学童保育終了後、子どもを預かること。

(4) 学校の放課後、子どもを預かること。

(5) 冠婚葬祭や学校行事の際に子どもを預かること。

(6) 買い物等外出の際に子どもを預かること。

(7) その他、第4条に定める目的を達成するために市長が必要とみとめるもの

2 子どもを預かる場所は、援助会員の自宅、公共施設及び地域子育て支援拠点、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定する。

3 相互援助活動が早朝、夜間にわたる場合においても、子どもの入浴・宿泊は行わないこととする。
(相互援助活動の実施方法)

第15条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、市長に対して援助の依頼の申込み（以下「援助依頼」という。）を行うものとする。

2 依頼会員から援助依頼を受けたファミ・サポのアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、依頼内容にふさわしいと認められる援助会員と調整の上、該当依頼会員に紹介する。

3 依頼会員と援助会員は、相互援助活動の内容等について事前に十分な話し合いを行い、相互の合意と責任のもとに援助活動を実施するものとする。

4 依頼会員は、前項の依頼内容以外の援助を求めてはならない。

5 援助会員は、援助活動終了後、援助活動報告書（様式第5号）を記入し、依頼会員の署名もしくは確認印を受けなければならない。

6 援助会員は、前項の活動報告書を翌月5日までに、市長に提出するものとする。

7 サブアドバイザーは、第7条第4号、第5号及び第8条に定めるアドバイザーの業務の補助を行ったときは、サブアドバイザー業務報告書（第6号様式）を記入し、翌月の5日までに市長に提出するものとする。

(報酬等)

第16条 依頼会員は、援助会員に対して、援助終了後別表1に定められた基準に従い報酬及び交通費等、当該相互援助活動に要した実費を支払うものとする。(市長が認めるものに限る。)

2 市長は、サブアドバイザーに対して、サブアドバイザー業務報告書の提出により別表2に定められた基準に従い、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。(市長が認めるものに限る。)

(保険)

第17条 会員は、相互援助活動中の事故に備え、安心して相互援助活動を行えることを目的として当該事故により生じた損害を補償する保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する保険料は、生駒市が負担する。

(自家用車の使用について)

第18条 援助会員は、送迎に自家用車を使用する場合、自家用車使用届（様式第7号）を市長に提出し、許可基準に基づいて許可を受けなければならない。提出した自家用車使用届の内容に変更があった場合も同様とする。

2 援助会員は、次のような運転行為をしてはならない。

- (1) 飲酒運転
- (2) 速度違反運転
- (3) 過労、居眠り運転
- (4) 駐停車違反、放置駐車
- (5) その他道路交通法で禁止されている運転

3 自家用車を使用した援助活動中の事故等で生じた損害賠償に関して、市は責任を負わず、援助会員が加入している自動車損害賠償責任保険もしくは自動車任意保険の補償内又は依頼会員と援助会員で協議の上定めた補償内で対応する。依頼会員及び援助会員はこれに双方同意、署名の上、同意書（様式第8号）を市長に提出する。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、ファミ・サポの運営に関して必要な事項は別に定める。

(旧会則の失効)

第20条 この会則の施行に伴い、平成17年4月1日から施行した子どもサポートセンターゆう「ファミリー・サポート事業」会則は平成26年3月31日をもって失効するものとする。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

援助時間		報酬額
月曜日から金曜日	午前 7 時から午後 8 時	1 時間あたり 600 円
	上記以外の時間帯（早朝・夜間）	1 時間あたり 700 円
土・日・祝・年末・年始	終日	1 時間あたり 800 円

※ 最初の 1 時間未満は 1 時間とみなし、以後 30 分単位で計算する。

※ 援助活動は児童一人に対し一人の援助会員を基本とする。ただし、兄弟姉妹がいる場合、年齢等安全面を考慮した上で一人の援助会員で複数対応とすることができる。その場合の報酬は児童二人目から半額とする。

※ 依頼会員が当該相互援助活動の依頼を取り消した場合、当日の取り消しは 600 円を、無断での取り消しは予定していた報酬額の全額を依頼会員が支払うものとする。ただし、前日までに取り消した場合は、無料とする。

別表 2

内容	報酬額
会則第 7 条第 4 号に定めるアドバイザーの業務の補助	1 回あたり 1000 円
会則第 7 条第 5 号に定めるアドバイザーの業務の補助	1 回あたり 2000 円
会則第 7 条第 8 号に定めるアドバイザーの業務の補助	1 回あたり 1000 円